

平成23年(2011年)2月15日



埼玉県報

号 外 第 3 号
平 成 2 3 年 2 月 1 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除\(水環境課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百八十八号

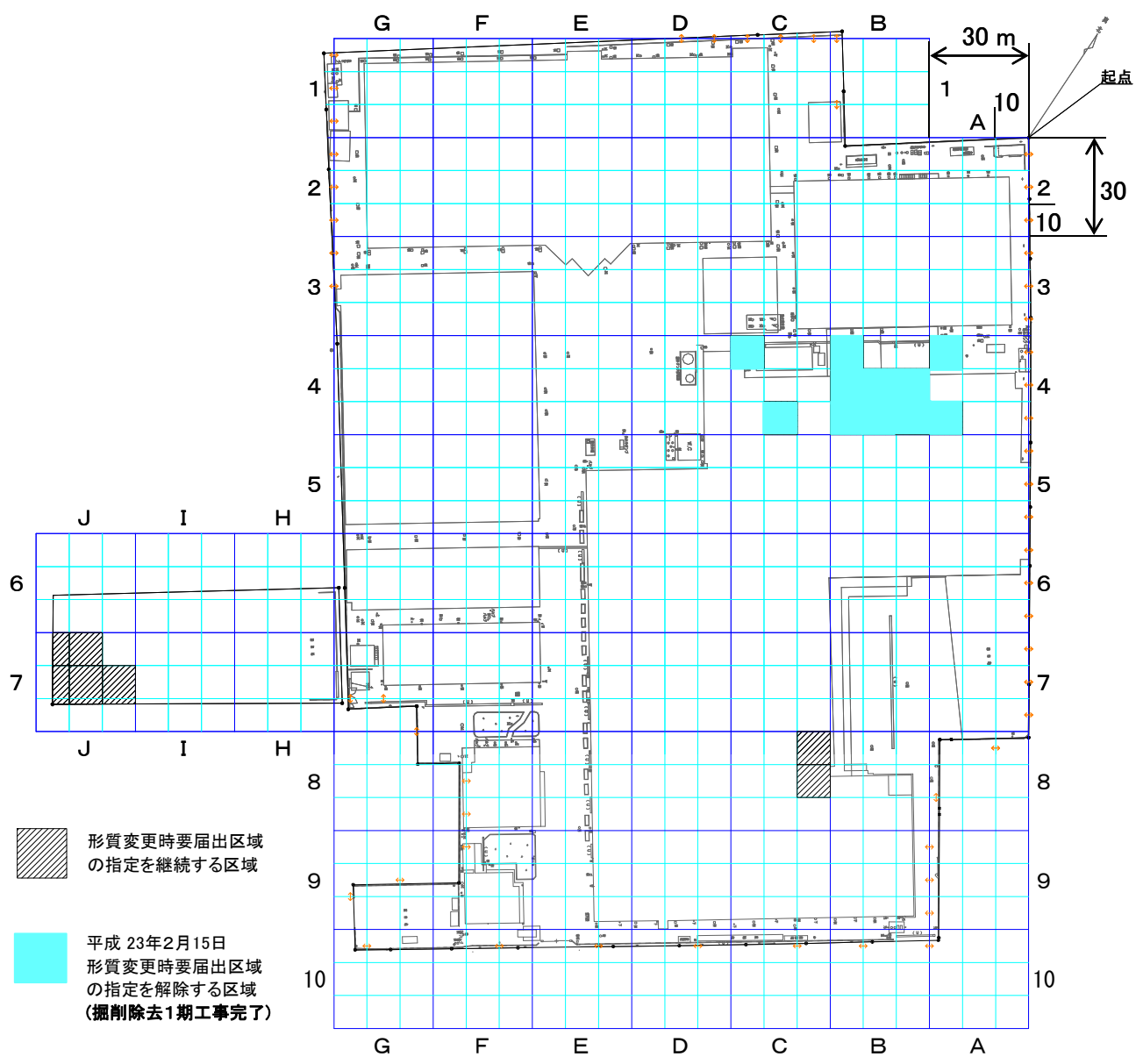
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第四百三十二号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
 - 二 別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字上富字中西千二百七番の一部）
 - 二 講じられた汚染の除去等の措置
- 基準不適合土壌の掘削による除去

別図



<起点>
 起点は、入間郡三芳町大字上富字中西1221番3の最北端とする。

<格子の回転角度>
 56°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。